（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）　地域の災害等リスク

山田町は、岩手県沿岸部、陸中海岸のほぼ中央に位置し、北は宮古市、東は太平洋、南から西にかけて上閉伊郡大槌町に接している。町の北部、西部、南部には北上高地に支脈が伸びて急峻な山岳地帯を形成し、荒川川、津軽石川、関口川、織笠川等二級河川がその支脈の間を流れ、平地部は極めて少なく、町域の約８割を山林が占めている。東西 23.03 km、南北 18.55km、262.81k ㎡の面積を有しており、東側は太平洋に面し、山田湾と船越湾の二つの湾を擁している。

町の交通体系は、主要道路として町の東部南北に国道 45 号線、三陸沿岸道路が縦貫しており、山田北インターチェンジ、山田インターチェンジ、山田南インターチェンジに連結している。また、三陸鉄道リアス線が通っており、町内の鉄道駅は豊間根駅、陸中山田駅、織笠駅及び岩手船越駅の４駅である。なお、地区としては、豊間根、大沢、山田、織笠、船越地区に分けることができる。

当町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「山田町総合防災ハザードマップ（https://www.town.yamada.iwate.jp/docs/5447.html）」を作成し、次のような災害の発生を想定している。

【津波：山田町総合防災ハザードマップ】

令和４年３月に岩手県が発表した日本海溝・千島海溝での地震による最大クラスの津波浸水想定から、山田漁港 9.4m、大沢漁港 8.5～8.6m、織笠川河口 9.7m、船越漁港 12.7～13.5m、大浦漁港 8.5m、小谷鳥漁港 17.5mの津波の襲来が想定されている。

【洪水：山田町総合防災ハザードマップ】

想定される最大雨量は、荒川川が 325.3mm/24 時間（100 年に１回程度）、豊間根川（津軽石川）が 568mm/24 時間（1000 年に１回）、関口川が 747mm/24 時間（1000 年に１回）、織笠川が 258mm/24 時間（30 年に１回）を想定している。これらの最大雨量によってもたらされる洪水被害として、居住区域が集中する地域において 0.5～3.0mの浸水被害が想定されている。

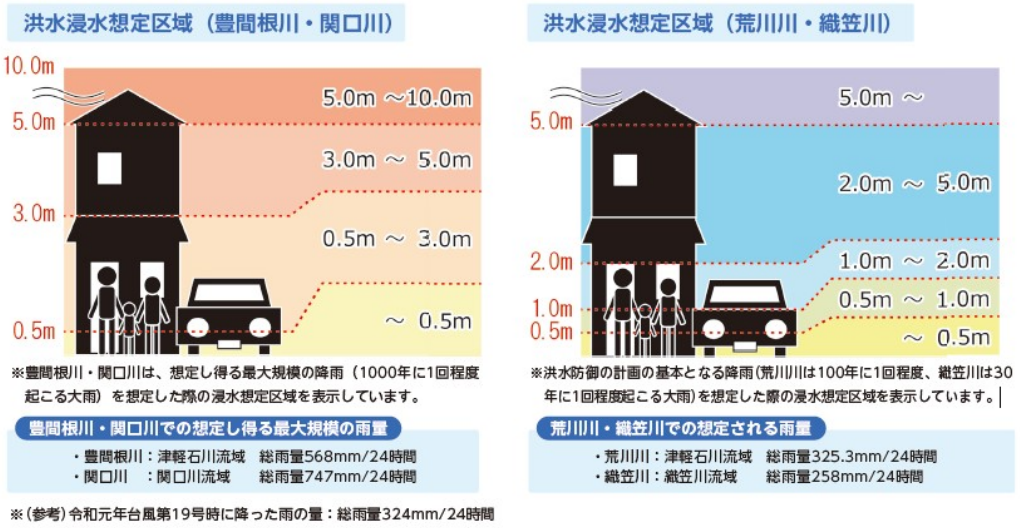

【土砂災害：土砂災害警戒区域等指定概要図、ハザードマップ】

山田町の土砂災害警戒区域等指定概要図によると、当会の立地する区域は、「土砂災害警戒区域」に指定されており、土石流が発生する恐れがある。また、町の主要道路である国道45 号の数か所において土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害が発生した場合、道路が分断される恐れがある。

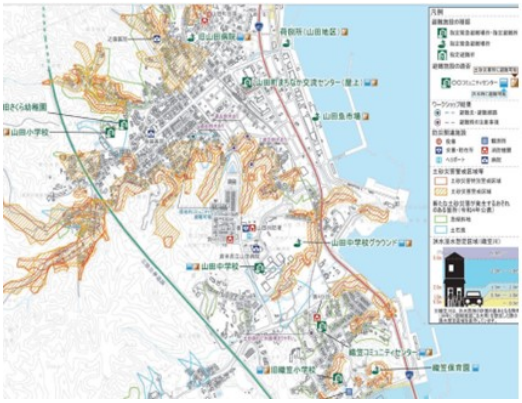

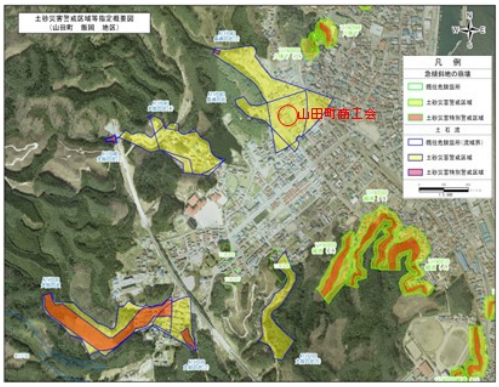

【地震：Ｊ－ＳＨＩＳ】

平成 23 年３月 11 日の東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果であったことを踏まえ、当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型地震及び津波を想定している。

当町に影響を及ぼす恐れのある地震として、2011 年（平成 23 年）３月 11 日の東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震、日本海溝沿いの超巨大地震（東北地方太平洋沖型）マグニチュード 8.6～9.0 を想定している。

□ 30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	99.7
		震度5強	87.3
		震度6弱	43.9
		震度6強	8.6
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6強(6.2)
		6%	6強(6.0)
	50年	2%	6強(6.3)
		5%	6強(6.2)
		10%	6強(6.1)
		39%	6弱(5.7)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	112.4
		6%	94.0
	50年	2%	140.8
		5%	115.7
		10%	97.1
		39%	60.2

また、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度６弱以上の地震が今後 30 年間で 43.9％以上の確率で発生すると言われている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症発生時のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

（２） 商工業者の状況（出典：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス」）

・商工業者数　　477 人
・小規模事業者数　　385 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	80	73	町内全域に点在している。
製造業	56	45	大沢地区から船越地区の漁港周辺に点在している。
卸・小売業	134	87	町内全域に点在している。
サービス業	145	123	主に山田地区に集中している。
その他	62	57	町内全域に点在している。
合計	477	385	

（３） これまでの取組

１）当町の取組

①地域防災計画の策定及び防災訓練の実施

山田町地域防災計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、町防災会議が作成する計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めている。

②防災、感染症対策備品の備蓄

山田町地域防災計画に基づき、町は、災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

③山田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の態勢を整備するため、山田町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行っている。

２）当会の取組

①事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知

小規模事業者に対して、国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」のリーフレット等の関係資料を小規模事業者に配付することで、ＢＣＰの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

②小規模事業者の事業継続力強化計画の策定・申請支援

小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度で、認定を受けた小規模事業者は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。小規模事業者から相談を受け、希望する事業者へ計画策定・申請支援を行っている。

③損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及・加入促進を行っている。

④災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災をはじめとした台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会及び山田町へ報告している。

⑤感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を開設し、資金繰りをはじめとする各種経営支援や各種補助金等の情報発信及び活用により売上減少等に対する経営支援を行っている。

Ⅱ　課題

当町、当会の小規模事業者の防災対策への支援における課題は、次のとおりである。

①事業者ＢＣＰの策定推進強化

事業者ＢＣＰの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないことから、発災時に備え、小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

事業者に影響を与えかねない災害として、自然災害とともに、感染症に対しても対策を講じる必要がある。大半の事業者は基本的な感染防止対策について実施しているが、感染症まん延などの緊急事態に遭遇した場合に備え、これらのリスクも踏まえたＢＣＰ計画策定を推進する必要がある。

②策定支援スキル習得の課題

職員の事業者ＢＣＰ策定に関する支援スキル習得が課題である。支援スキル習得に向け、各種セミナー・研修の受講による知識習得、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

③災害応急対策に関する町と商工会の連携体制の構築

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっており、両者の連携・協力体制が具体化されていない。発災時に、速やかな応急対策を講じるために、両者の連携・協力体制を具体化する必要がある。

Ⅲ　目標

山田町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備え、中小企業等に対する事前防災や事後の素早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取り組むこととする。特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

①町内小規模事業者へのＢＣＰ策定支援の強化

町内小規模事業者に災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和５年 12 月１日～令和 10 年３月 31 日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

山田町商工会と山田町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

山田町地域防災計画及び山田町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対する BCP 策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスク周知

経営指導員等が巡回指導時に山田町総合防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自 然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災 補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者ＢＣＰ策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の 策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型インフルエンザ等感染症に関する周知

新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

財産リスク	●火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ●自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業リスク	●事業主・従業員の休業所得補償 ●災害に伴う事故の賠償補償
経営リスク	●取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合への備え ●事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え ●廃業・退職後の生活資金積立 ●従業員の退職金積立
自動車のリスク	●自動車運行に伴う事故の賠償補償
労災事故のリスク	●業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

２）商工会自身の事業継続計画の作成

・（別添参照）「山田町商工会危機管理マニュアル」（令和５年 10 月更新）

３）関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめＢＣＰ策定セミナーや個別支援について、損保会社等に専門家派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

４）フォローアップ

町内小規模事業者のＢＣＰ策定の取組み状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、当会と町で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

５）当該計画に係る連絡体系の構築と訓練の実施

大規模な地震・津波災害（平成 23 年東北地方太平洋沖地震クラス及び日本海溝・千島海溝地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

＜２．発災後の対策＞

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

１）応急対策の実施可否の確認

・発災後３時間以内に職員の安否を報告する

山田町の地域防災計画及び当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。

安否確認の際には、①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状態かどうかについても、情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目標時間】

団体名	安否確認の対象と目標時間
山田町水産商工課	【職員】発災後、課長は災害対策本部、課員は指定の避難所にて対応業務を行う。その際に、携帯電話、無線等にて安否確認を併せて行う。目安は１時間以内とする。
山田町商工会	【職員】発災後１時間以内に携帯電話または SNS 等にて確認 【正副会長】３時間以内に携帯電話・Ｅメール等にて確認 【役員】２日以内に携帯電話・Ｅメール等にて確認 【会員】５日以内に会員安否を確認

※ＳＮＳ等を利用した安否確認や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を町と商工会で共有する。

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後３時間以内には、町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

【安否確認結果の連絡窓口】

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第１順位	第２順位
山田町水産商工課	課長	課長補佐
山田町商工会	事務局長	上席の経営指導員

・新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、山田町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

・当会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、１日以内に情報共有する。

●被害規模の目安

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

●被害状況等の共有間隔

発災後～１週間	１日に２回（12，17 時）共有する
１週間～１ヶ月	１日に１回（17 時）共有する
１ヶ月～３ヶ月	１週間に１回（金曜日）共有する
３ヶ月以降	１月に１回共有する

＜３．　発災時における指示命令系統・連絡体制＞

発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

１）指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

また、感染症流行の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は町より岩手県へ報告する。

なお、指示命令系統は、山田町地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

【連絡体制図】

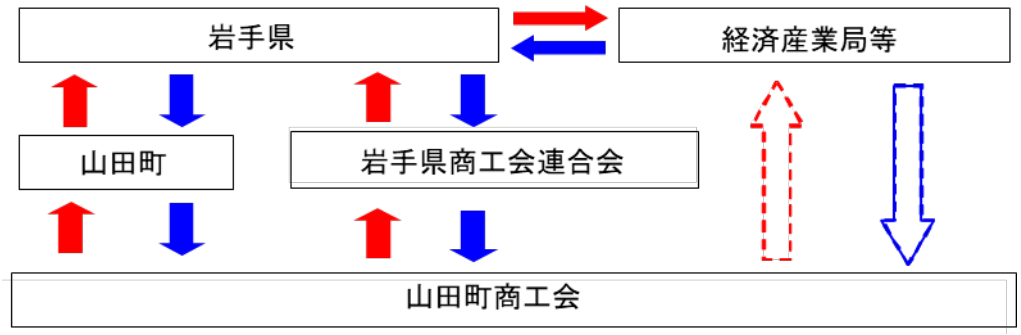

２）被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害額を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、二者で共通で用いるものとする。

②被害額の算定の対象

山田町地域防災計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の２つとする。

非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫等の被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

３）共有した情報の報告方法

当会と町が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、町は岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

①相談窓口の開設

当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。併せて、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合は、これに従うものとする。

また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の把握と被害事業者施策の周知

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策や感染症対策の施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

○岩手県及び町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和５年 10 月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

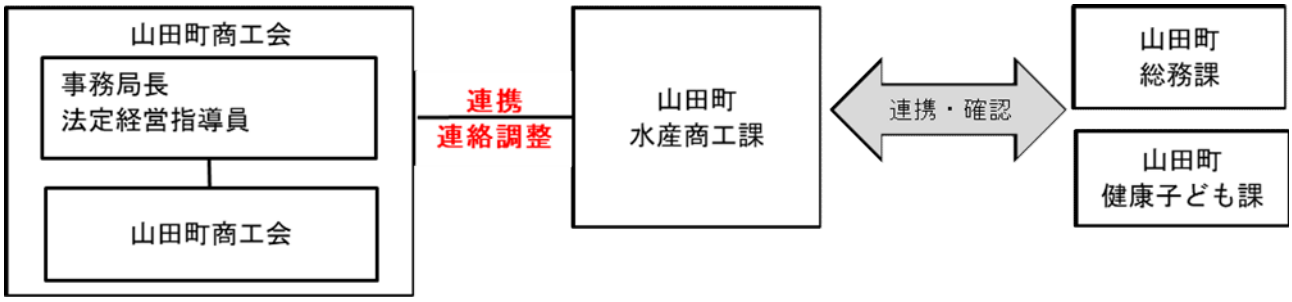

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：田中　陽平、小倉　由記（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組みや実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者ＢＣＰの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価、見直しを実施する。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

山田町商工会
〒028-1351　岩手県下閉伊郡山田町長崎３丁目６番 18 号
TEL：0193-82-2515　／　FAX：0193-82-0677
Mail：yamadamachi@shokokai.com

②関係市町村

山田町　水産商工課
〒028-1392　岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番 20 号
TEL：0193-82-3111　／　FAX：0193-82-3201
Mail：suisan@town.yamada.iwate.jp

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
必要な資金の額	３０	１００	１００	１００	１００
・専門家派遣費	３０	３０	３０	３０	３０
・セミナー開催費	０	３０	３０	３０	３０
・パンフ、チラシ作成費	０	４０	４０	４０	４０

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山田町補助金、岩手県補助金、手数料収入　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等